

平成16年4月26日

関係各位

株式会社タカラ

株式会社リコス所有特許第3031538号「歌唱個所指示方法」
に関する一連訴訟の終結について

当社は平成15年5月28日(株)リコス保有特許第3031538号「歌唱個所指示方法」(「本件特許」)の有効性に関する特許庁の審決の取消訴訟を東京高等裁判所に提起し、この訴訟につき平成15年11月18日東京高等裁判所は、本件特許が進歩性に欠けるものであることを理由にして、特許庁の審決を取消す旨の判決を下しました。これに対し、(株)リコスは同判決を不服として最高裁判所に上告受理を申し立てていましたところ、平成16年3月25日、最高裁判所第一小法廷は(株)リコスの上告受理申立てを受理しないとの決定を下しました。これにより、本件特許を有効とする特許庁の審決を取り消した東京高等裁判所の上記判決が確定しました。

他方、当社は本件特許が無効である旨を(株)リコス側に対し再三説明してきましたが、(株)リコスは、平成15年7月9日、当社を被告として、当社商品「e-kara」が本件特許を侵害すると主張し、東京地方裁判所に損害額19億8600万円の一部請求として9億円の損害賠償請求訴訟(平成15年(ワ)15717号 特許権侵害損害賠償請求事件)を提起しました。

しかし、(株)リコスの上記上告受理申立てを認めない旨の上記の最高裁判所の決定により、本件特許が形骸化した無効な特許であるとの当社の主張の正当性が全面的に認められたものといえます。

今般、東京地方裁判所から、上記損害賠償請求事件について、(株)リコスが当社商品「e-kara」が本件特許を侵害していないことを認め、上記19億8600万円を含む当社に対するすべての請求を放棄し、当社は一切の支払いを要しないことを骨子とする別紙和解条項案が示されたため、当社は、上記最高裁判所の決定がなされたことをも斟酌して、特許庁における訂正審判請求事件(特許庁訂正2003-39239)・無効審判請求事件(特許庁無効2002-35357)を含めて紛争の一括解決のために同和解案を受諾することとし、本日、当社の実質全面勝訴の内容の和解にてすべての手続を終了いたしました。

以上

和解条項案

- 1 原告と被告は下記（１）、（２）の事実を受けて、以下のとおり和解する。
 - （１）東京高等裁判所は、平成１５年１１月１８日、下記記載の特許権（以下、「本件特許権」という）に関する特許庁の特許無効審判請求が成り立たないとする審決を取消す旨の判決を下した。
 - （２）最高裁判所は、平成１６年３月２５日、前記東京高等裁判所の判決に対する原告の上告受理申立てを受理しないとの決定を下し、これにより同判決は確定した。
- 2 原告は、e-kara、e-kara関連商品及びe-kara用カートリッジ（以下、総称して「本件商品」という）についてなされた生産、譲渡、輸入その他の行為が本件特許権を侵害しないことを確認する。
- 3 原告は、東芝イーエムアイ株式会社及びディスコビジョンアソシエイツから譲り受けた被告に対するすべての債権を放棄する。
- 4 原告は、被告に対し、本件商品に関して、損害賠償請求権その他何らの請求権を有しないことを確認する。
- 5 原告は、本和解成立後直ちに、訂正審判請求事件（特許庁訂正２００３－３９２３９）の請求を取下げます。
- 6 被告は、前項の訂正審判請求事件の取下を確認後直ちに、本件特許権に対する無効審判請求事件（特許庁無効２００２－３５３５７）の請求を取下げます。
- 7 原告は、その余の請求を放棄する。
- 8 原告と被告は、相互に他に債権債務関係がないことを確認する。
- 9 訴訟費用は、各自の負担とする。

[記]

発明の名称	歌唱個所指示方法
出願日	昭和５７年３月１７日
特許番号	第３０３１５３８号

以 上